

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○宮城県議会定例会の招集 (財政課) 一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一

○特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 一

○県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 一

○保安林の指定 (森林整備課) 二

○建設業許可の取消し (事業管理課) 二

○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (仙台地方振興事務所) 三

○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (東部地方振興事務所) 三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁高校教育課) 四

教育委員会

○校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則 五

告 示

○宮城県告示第七百四十五号

平成二十五年九月三日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

平成二十五年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第

二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二一四〇〇二二七	福祉仮設ホーム ^な きず 東松島市矢本字寺前 二百四十七	共同生活介護	社会福祉法人 矢本愛育会	平成二十五年 八月二十二日

○宮城県告示第七百四十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十五年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十五年 十月一日	多賀城市 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	多賀城市役所前駐車場
同	多賀城市 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	多賀城市役所前駐車場
同	多賀城市 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	多賀城市役所前駐車場
同	多賀城市 全 域	午前八時三十分から 正午まで	塩竈水産物仲卸市場南側入
同	塩竈市 仲卸市場	午前八時三十分から 正午まで	塩竈水産物仲卸市場南側入
同	塩竈市 仲卸市場	午前八時三十分から 正午まで	塩竈水産物仲卸市場南側入
同	塩竈市 浦 戸	午後二時から 午後三時三十分まで	浦戸諸島開発総合センター
同	塩竈市 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	塩釜ガス体育館(塩竈市体育館)
同	塩竈市 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	塩釜ガス体育館(塩竈市体育館)
同	塩竈市 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	塩釜ガス体育館(塩竈市体育館)

○宮城県告示第七百四十八号

県宮城場地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十七日から平成二十五年九月二十六日まで

三 縦覧場所

登米市役所

○宮城県告示第七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

塩竈市浦戸桂島字庵寺三七の一、三七の二、九七、一〇一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び塩竈市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百五十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十五年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日
平成二十五年八月二十日
- 二 商号又は名称等

有限会社日鷹コ	名取市大手町一丁目一	般一二十四	全部廃業	平成二十五年
大日塗装工業 青山 大栄	仙台市宮城野区清水沼 一丁目七一二十六	般一二十 百一十八千 百二十九号	一部建設業 土木工事業 とび土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十五年 七月十七日
株式会社尾形組 尾形 日佐子	東松島市野蒜字山岸八 十一一	般一二十 百八十八号	一部建設業 土木工事業 ほ装工事業	平成二十五年 七月十八日
有限会社遠藤電 気 勝美	仙台市泉区八乙女中央 三丁目十二一十九	般一二十三 百一四十四 百号	全部建設業 電気工事業	平成二十五年 七月十六日
有限会社勝電気 工事 勝夫	仙台市泉区将監五丁目 七一	般一二十二 百一三十三 百八十三号	全部建設業 電気工事業	平成二十五年 七月三十日
株式会社浮津組 浮津 浩啓	石巻市福地字国土沼十 三	般一特一二十 百一十五百二十 八号	一部建設業 造園工事業	平成二十五年 七月二十三日
商号又は名称及び 代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業 許可番号	申請区分及び許可 を取り消した建設 業の種類	受付年月日

ンストラクショ ン 渡邊 勝	一十二	第一万九千二 百六十六号	一般建設業 とび・土工事業	七月三十一日
tree 株式会社 三上 真吾	仙台市若林区中倉三丁 目八一二十四	第一万九千三 百四十四号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十五年 七月十九日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第七五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和町土地改良区
役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年八月二十七日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 薩 川 昌 則

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十五年八月九日	瀬 戸 啓 一	黒川郡大和町落合松和田字万五郎二 番九〇番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十五年七月十六日	小 畑 信 一 郎	黒川郡大和町落合松和田字万五郎二 番一八番地の一	理事

○宮城県告示第七五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、登米吉田土地改良
区の役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年八月二十七日

宮城県東部地方振興事務所

所長 大 内 仁

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十五年八月八日	佐々木 藤 市	登米市米山町字桜岡中新田百五十三 番地	理事
平成二十五年八月八日	加 藤 惣 吉	登米市登米町大字日根牛峯畑百三十 八番地	理事
平成二十五年八月八日	島 陰 輝 夫	登米市米山町字桜岡大又二百八十九 番地六	理事
平成二十五年八月八日	熊 谷 満	登米市登米町寺池前舟橋九十二番地	理事
平成二十五年八月八日	木 村 忠 義	登米市登米町小島木戸崎百六十一番 地	理事
平成二十五年八月八日	岡 崎 正 喜	登米市米山町字槽場十番地一	理事
平成二十五年八月八日	熊 谷 満	登米市登米町寺池前舟橋九十二番地	理事
平成二十五年八月八日	岡 崎 正 喜	登米市米山町字槽場十番地一	理事
平成二十五年八月八日	高 橋 壽 美	登米市登米町日野渡雑田原七十番地	理事
平成二十五年八月八日	新 田 一 久	登米市米山町字善王寺森ノ腰百八番 地	理事
平成二十五年八月八日	大 槻 克 郎	登米市登米町寺池鉄砲町八十三番地	理事
平成二十五年八月八日	須 藤 國 実	登米市登米町小島西針田七十五番地	理事
平成二十五年八月八日	佐 藤 善 見	登米市米山町字桜岡畑崎七番地五	理事
退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十五年八月七日	佐々木 藤 市	登米市米山町字桜岡中新田百五十三 番地	理事
平成二十五年八月七日	加 藤 惣 吉	登米市登米町大字日根牛峯畑百三十 八番地	理事
平成二十五年八月七日	佐 藤 政 治	登米市米山町字桜岡狐崎百五十八番 地	理事
平成二十五年八月七日	島 陰 輝 夫	登米市米山町字桜岡大又二百八十九 番地六	理事
平成二十五年八月七日	熊 谷 満	登米市登米町寺池前舟橋九十二番地	理事
平成二十五年八月七日	木 村 忠 義	登米市登米町小島木戸崎百六十一番 地	理事
平成二十五年八月七日	岡 崎 正 喜	登米市米山町字槽場十番地一	理事

二 退任した者

公 告

平成二十五年八月七日	高橋 壽美	登米市登米町日野渡雑田原七十番地	理事
平成二十五年八月七日	新田 一久	登米市米山町字善王寺森ノ腰百八番地	理事
平成二十五年八月七日	大槻 克郎	登米市登米町寺池鉄砲町八十三番地	理事

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十五年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 購入物品及び数量 A重油（JIS 一種二号） 百六十キロリットル
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書による。
 - 3 納入期限 平成二十五年十月十日 午前九時
 - 4 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸」
 - 5 今後調達予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十五年十月 一月 二百キロリットル 平成二十六年三月
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てを

なされなかつた者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

 - (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
 - (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 当該物品とほぼ同等量を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。

<p>9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-0185七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二二一三三三五）へ平成二十五年九月十二日午後五時までに提出すること。</p> <p>三 入札書の提出場所等</p> <p>1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先</p> <p>〒980-0184四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 荻野 智志 電話〇二二二二二二一三三六二二）</p> <p>2 入札説明書の交付期限</p> <p>平成二十五年九月十二日午後五時まで</p> <p>3 一般競争入札参加資格審査</p> <p>入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年九月十二日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>4 入札書の提出期限及び場所等</p> <p>(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合</p> <p>入札の期間 平成二十五年九月十七日午前九時から平成二十五年九月二十四日午後五時まで</p> <p>(二) 書面により入札書を提出する場合</p> <p>イ 提出期限 平成二十五年九月二十四日午後五時まで</p> <p>ロ 提出場所 1に同じ。</p> <p>ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす。</p> <p>5 開札の日時及び場所</p> <p>平成二十五年九月二十五日午前十時 高校教育課内（宮城県行政庁舎十六階）</p> <p>四 入札に参加することができない者</p> <p>1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者</p> <p>2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p>	<p>2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号）による。</p> <p>3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするのの有無 無</p> <p>8 契約書作成の要否 要</p> <p>9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>10 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.2) 160 Kiloliters</p> <p>2 Deadline for Delivery : October 10, 2013</p> <p>3 Place of Delivery : Miyaginamaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture</p> <p>4 Deadline for Bid : September 24, 2013, 5 : 00 pm.</p> <p>5 Contact Person : Satoshi Oginu, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621</p>
<p>○宮城県教育委員会規則第九号</p>	<p style="text-align: center;">教育委員会</p> <p>校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成二十五年八月二十七日</p> <p style="text-align: right;">宮 城 県 教 育 委 員 会</p>

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則
校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次の
ように改正する。
様式第八号を次のように改める。

様式第8号

再 任 用 採 用 願 書

提出年月日	年 月 日	退職(予定)年月日	年 月 日
所属・職名			
氏名	印		性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
職員番号			
現住所	(〒)		電話番号
退職後の住所	(〒)		電話番号
再任用希望の校種	<input type="checkbox"/> 市町村立小中学校 <input type="checkbox"/> 県立学校		
免許状	免許状の種類・教科又は領域		有効期間の満了の日又は修了確認期限
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
所有資格等			
勤務年数	小学校 年 月	中学校 年 月	高等学校 年 月 特別支援学校 年 月
希望勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤(週38時間45分勤務)を希望する <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には常勤を希望する) <input type="checkbox"/> 週23時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週15時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には再任用を希望しない) <input type="checkbox"/> 週23時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週15時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 常勤, 短時間勤務のどちらでもよい		
希望勤務地	市町村立小中学校	<input type="checkbox"/> 大河原教育管内 <input type="checkbox"/> 仙台教育管内 <input type="checkbox"/> 北部教育管内大崎地区 <input type="checkbox"/> 北部教育管内栗原地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内登米地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内石巻地区 <input type="checkbox"/> 南三陸教育管内	
	県立学校	<input type="checkbox"/> 東部北地区 <input type="checkbox"/> 東部南地区 <input type="checkbox"/> 北部北地区 <input type="checkbox"/> 北部南地区 <input type="checkbox"/> 中部地区 <input type="checkbox"/> 南部地区	
その他特記事項			

【記入上の注意事項】

- 「年齢」欄は、再任用職員として勤務を希望する年度の4月1日現在における年齢を記入すること。
- 「退職後の住所」欄は、退職後の住所が現住所と異なる場合のみ記入すること。
- 「再任用希望の校種」欄は、「市町村立小中学校」又は「県立学校」のいずれかを選択すること。
- 「希望勤務地」欄は、市町村立小中学校希望者は「市町村立小中学校」欄の、県立学校希望者は「県立学校」欄の勤務地の中からそれぞれ選択すること(複数選択することが望ましい)。
- 「その他特記事項」欄は、特に配慮を希望する事項等を記入すること。

附 則

この規則は、平成二十五年八月三十日から施行する。